

甲賀市社会福祉協議会
身体拘束等適正化のための指針

令和 7 年（2025 年）3 月改訂
社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- (1) 利用者の尊厳に基づき、安心・安全を提供するため、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を原則禁止とする。
- (2) 身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業者に周知徹底する。
 - ・身体拘束は行ってはいけない。
 - ・身体拘束を許容する考え方はしない。
 - ・利用者の人権を最優先する。

2. 身体拘束に該当する具体的な行為

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ）を着せる。
- (4) 自分の意思で開ける事のできない居室などに隔離する。
- (5) 本人の行動を制限する。

3. 身体拘束の適正化のための体制

身体拘束適正化等を目的として身体拘束の適正化委員会（以下委員会）を設置する。

- (1) 委員会の開催
委員会は年1回以上、定期的に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (2) 記録及び周知
委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

4. 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

- (1) 切迫性
利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い事
- (2) 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない事
- (3) 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的である事

5. 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束を行わない事が原則であるが、利用者又は他の利用者の生命・身体を守るために3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、また、訪問先で、家族や養護者が身体拘束を行っていることを発見した場合、次の対応を行う。

（1）ケアマネジャー、相談支援専門員等関係機関とサービス担当者会議や個別支援会議等において情報共有、必要性、支援内容について検討。

（2）必要性がある場合所属長より、身体拘束適正化委員会に報告する。

（様式1）

（3）身体拘束適正化委員を複数名含むメンバーでの検討

①定期的に検討会を開催

②検討会議の記録を委員会に報告する。（様式2）

③（事業所が拘束を行う場合）利用者及び家族への説明（様式3）

④委員会からの意見をふまえ再検討を行う。

* 身体拘束が解除されるまで①～④を繰り返す。

6. 身体拘束等適正化のための研修

年1回以上の定期的な研修と職員採用時に研修を実施する。

7. 当該指針の閲覧

当該指針は事業所内に掲示等するとともに、法人のホームページに掲載し、利用者及び家族、全ての職員がいつでも閲覧できるようにする。

身体拘束適正化 対応フローチャート

